

佐賀県での知的財産を活用した 地域振興の取組について

佐賀県農林水産商工本部新産業課 笠原 幸雄

目次

1. 優れた県有知財の活用
2. 知財を県外で活用
3. オーソドックスな施策
4. 最後に

.....

佐賀県新産業課の笠原です。このたび幸運にも寄稿する機会に恵まれて、折角の機会ですので佐賀県の宣伝を兼ね佐賀県でどのような知財を活用した取り組みが行われているかをご紹介しますと思います。

1. 優れた県有知財の活用

佐賀県では公設試で生み出された新技術の特許などに権利化し技術移転を行っています。特にユニークな技術が効果的に移転・活用されており、知財を活用した地域振興としては最も独自性の強い面を持っていると感じています。

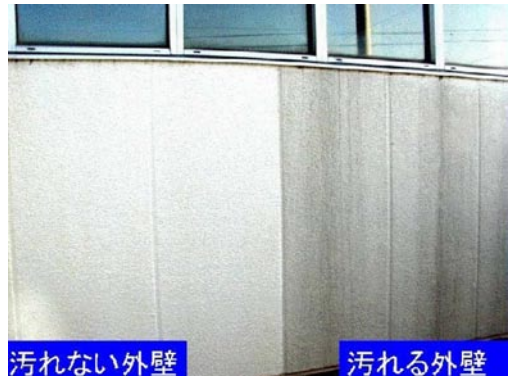
中でも、環境に関連する分野の技術の評価は非常に高いようで、自然が多く、街がきれいという点で高い評価を受けている佐賀県だからこそ、今後こういった技術が更に広まっていけばと期待しつつ、2点の県有知財活用例をご紹介します。

① 光触媒

佐賀県は独特の光触媒コーティング剤に関する特許を取得しており、既に複数の事業所が本格的な製造・販売を行っています。コーティングされた表面が紫外線により酸化力を発生させ、汚れ・臭いの分解や殺菌性能を出す光触媒技術。佐賀県特許の光触媒コーティ



左：佐賀県光触媒コーティング済 右：コートなし



左：佐賀県光触媒コーティング済 右：コートなし

ング剤は色々なものに応用できますが、建物外壁や内装への使用が最も多いようです。

道路で使われる透水平板と呼ばれるブロックにも佐賀県特許酸化チタンがコートされた製品があり、全国の様々な場所で使われています。

この透水平板を設置している周辺で、自動車排気ガスなどからのNOxが80%以上減ったという測定結果もあり、高い空気清浄機能を持っているようです。



写真は私が自転車によく通る歩道です。
心なしか空気に爽快さを感じます。

② (自称) 世界最速

佐賀県内では酒や醤油などの酵母の研究も盛んで、権利化されていないノウハウ的な技術蓄積も多くなされています。

佐賀県工業技術センターで開発され、現在、超薄口醤油の製造に活用されている特許生物である酵母は、我々の知る範囲では世界最速の発酵速度を持っています。この特許も県外を含め多数の反響を呼んでおり、近い将来には農産物など佐賀県内の豊富な自然資源を

活用したバイオマスエネルギー生産のキー的な技術に発展していくものと期待しています。



発明者 江口特別研究員

「強い耐塩性があるので、現在国内各所で研究中の木質系バイオマスエネルギー技術にも貢献できる可能性があります。」

2. 知財を県外で活用

自治体保有の知財は、基本的には地域内の事業所に活用されてはじめて本来の機能を果たすと考えられがちではないでしょうか。

佐賀県ではそういう視点とは異なった知財を活用した地域振興も進められています。

① ミニ工場誘致

佐賀県ではこれまで県外企業数社が県有特許実施許諾を受け易くするために佐賀県内に工場を構えており、新聞では“特許を使った工場誘致”と報道されました。

現在、更に1社の県外企業が、同様に佐賀県内への工場設置と実施許諾要望を計画されており、今後もこういった事例が出てくる可能性は高いのではと考えております。

いずれの工場も小規模のものなのでミニ工場誘致と呼びましたが、県内の雇用等に貢献しているのは事実であり、自治体保有知財の独特の活用パターンになるのではないかと期待もしています。

② いちご品種「さがほのか」の県外での栽培推進

佐賀県が育成し品種登録をしたいちごで、甘くて、大粒で形が良く、しかも収量も多い「さがほのか」という品種があります。

県では、この「さがほのか」の栽培契約を県外の農業団体や種苗業者等と積極的に結び、「さがほのか」の生産を全国的に拡大する取組を進めています。

県外の産地でも広く栽培していただくことによって、いちご市場全体に占めるシェアが伸び、より多くの人がおいしい「さがほのか」を買うことができますようになります。

こうしたことで知名度が上がり、ブランド力が高まっていけば、「さがほのか」の一層の有利販売が図られるとともに、佐賀県全体のイメージアップにも繋



がるのが期待されます。

3. オーソドックスな施策

今回は佐賀県有知財中心の話をしていただきましたが、ベーシックな知財サービスもしっかりと行っております。

県内向けの知財サービスの拠点として「佐賀県知的所有権センター」を設置しており、特許などの流通、情報活用、出願、相談に関し4名の専門アドバイザーがきめ細かいサービスを提供しております。

4. 最後に

九州は全体的に特許事務所や弁理士の方の数が少ないようですが、九州内に保護されるべき独自技術は数多くあるわけで、結果として九州内の事業所などは大都市圏の弁理士の方々に頼らざるを得ず、また、人選に苦勞する状況もあるようです。

九州内での特許事務所がビジネスとして成り立ち難いことがそういう状況を作る大きな要因になっていると思いますが、例えば遺伝子やナノテクなどの新しい技術に対応できる弁理士会の先生方の短期集中での相談事業などを行っていただければ、ビジネスのマッチングと併せ、有望な技術の効率的な権利化にもつながるのではと思います。

最後に、佐賀県はつい最近まで全国でも珍しい“特許事務所の無い県”でしたが、この度県内初の特許事務所が開業されており、少し工夫すれば佐賀県内でも業として成り立つ時代が訪れたといういよいよ感を実感しているところです。

お問合せ先

佐賀県農林水産商工本部新産業課 笠原 幸雄

TEL: 0952-25-7129

E-Mail: kasahara-yukio@pref.saga.lg.jp

URL: <http://www.pref.saga.lg.jp>